

「高齢者肺炎球菌感染症予防接種」説明書

高齢者肺炎球菌感染症予防接種を希望するかたは、接種する前にこの説明書を読んで、必要性等をご理解の上、接種してください。

1. 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の有効性

日本人の死亡原因として、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」ならびに「肺炎」が上位にあり、そのうち約4分の1は肺炎球菌によって引き起こされると言われています。この23価肺炎球菌ワクチン「ニューモバックス®NP」は、約90種類に分類される肺炎球菌のうち病気を引き起こしやすい23種類の肺炎球菌の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

健康な人では、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。

2. 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の副反応

接種後に注射部位の腫脹や疼痛、ときに軽微な発熱が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常1～2日で消失します。

ただし、過去5年以内に接種を行ったことがある人では、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回よりも頻度が高く、程度が強く発現することがあります。また、初回接種から5年以上経過した際にもこのような注射部位反応等が発現することがあります。

3. 接種対象年齢など

蓮田市に住民登録のあるかたで、次に該当するかた

ア 2019年4月1日から2020年3月31日までの間

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、となるかた及び2019年4月1日において100歳以上のかた

イ 2020年4月1日から2024年3月31日までの間

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあるかた

ウ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するかた及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するかた

※23価肺炎球菌ワクチン予防接種を1回以上受けたことのあるかたは受けることはできません。

ご本人が接種を希望する場合のみ行う接種です。接種を受けるご本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症の症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。(最終的に確認ができなかった場合には、接種はできません)

4. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

高齢者肺炎球菌感染症予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

<注意>インフォームドコンセント(説明と同意)

医師の十分な説明に基づく患者の同意をインフォームドコンセント(説明と同意)と言います。法律に基づく高齢者肺炎球菌感染症予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセントがない場合には、接種する医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師からの説明を聞き、理解した上で判断をしてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせることを原則です。

③23価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

※「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④今までに、23価肺炎球菌ワクチンを接種されたことがある人

⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～④に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性疾患の病気で治療を受けている人

②今までに、23価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常が見られた人

③今までに、けいれんを起こした人がある人

④今までに、中耳炎や肺炎等によくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

②ワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

④接種当日はいつもどおりの生活をしていてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

5. その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、又は当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌に感染、あるいは感染したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることができません。

(2) 副反応が起こった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すみやかに医師（医療機関）の診察を受けてください。そのほか、分からないことは、下記へお問合せください。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

受けた予防接種ワクチンの種類によっては、けいれん、肝機能障害及び急性散在性脳髄炎などの重い副反応が生じることがあります。このような場合、予防接種に基づく救済制度があります。

【問い合わせ先】

蓮田市役所 健康増進課 健康増進担当 電話 048-768-3111